

子どもに関する政策討論会議 提 言 書 (素案)

目 次

I	はじめに	○
II	提 言	○
1	三重県子ども条例の改正	○
2	子ども施策の展開	○
III	これまでに行った検討	○

令和 6 年〇月〇日

三重県議会

I はじめに

核家族化、共働き世帯の増加、デジタル化の進展、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く社会環境は近年大きく変化しており、孤立、いじめ、不登校、ひきこもり、虐待、経済的困窮による教育や体験の喪失といった困難を抱える子どもの数は増加している。また、いくつかの困難が複合的に表れ、その困難の解決を更に複雑なものとしているケースも見られる。

昨今、とりわけ子どもたちに大きな影響を与えたのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大であった。未知のウイルスへの対応ということもあり、やむを得ない側面はあったにせよ、接触を減らすことや密を避ける観点から、学校の休業措置や学校行事の自粛・縮小、給食の際の黙食、不要不急の外出の自粛要請などの感染防止対策がなされた。

そのような対策が長期化する中で、ストレスを抱える子どもや不登校になる子どもの増加が報告されている。また、学校教育における自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化体験活動といった様々な体験活動や、地域や家庭における体験活動は、幼少期から青年期まで、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、社会で生き抜く力として必要となる基礎的な能力を養う効果があると言われているが、その体験機会が激減したことによる子どもの心身の健やかな成長への影響が危惧されるところである。

新型コロナウイルス感染症という非常事態において、子どもの権利条約によって保障されている様々な権利を顧みることなく感染防止対策が決定されたということを経験したことを大きな課題として認識し、それらの対策の十分な検証を踏まえた上で、今こそ、子どもの権利と最善の利益を保障する子ども施策を実現していかなければならない。

こうした状況の中、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法の制定やこども大綱の策定など、こどもの最善の利益を第一に、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れながら、誰一人取り残さずことなく、「全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指し、社会全体で後押しするための取組が進められている。

本県においても、様々な困難を抱える子どもの増加や国の動きなどを踏まえ、三重県子ども条例（平成23年三重県条例第5号）の改正や「三重県こども計画（仮称）」の策定に向けた動きが本格化するなど、令和6年度は、子ども施策を更なるステージへ進める上で大変重要な年を迎えることとなる。

本県議会では、令和5年6月に、子どもに関する喫緊の政策課題について子どもに寄り添った政策立案及び政策提言をするため、子どもに関する政策討論会議を設置し、三重県子ども条例の改正に向けた検討のほか、新型コロナウイルス感染症による子どもたちへの影響や子どもの貧困への対応を中心に、執行部や有識者からの聴き取り調査、県内調査、委員間討議などを行ってきた。

このたび、これらの調査や討議を基に、三重県議会として、子どもに関する喫緊の政策課題について次のとおり提言する。

Ⅱ 提言

1. 三重県子ども条例の改正

(記載項目案)

- ・ 現行の三重県子ども条例の内容について記載。
- ・ 近年の子どもの取り巻く状況の変化と子どもの権利保障の必要性について記載。
- ・ 子どもの権利を保障し子ども施策を総合的に推進するための三重県子ども条例の見直しの視点(条例の目的の見直し、子どもの定義の見直し、近年の社会情勢の変化と課題の反映、子どもの参画を得ながらの見直し等)について記載。

2. 子ども施策の展開

(記載項目案)

- ・ 子どもを取り巻く現状と子ども施策を推進するため、必要な視点とその柱について記載。

〈子ども施策の柱〉

- (1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる
- (2) 生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかに成長できる
- (3) 意見を表明し、社会的活動に参画できる機会の確保

(1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる

(記載項目案)

- ・ 子どもの心身の健やかな成長に必要な取組・支援等について、幼児期から高等学校までの継続した成長支援等に触れつつ総論を記載。

① 体験活動の機会の確保

(記載項目案)

- ・ 体験活動の必要性（主体性、協調性、自己肯定感等の社会で生きる力を育む）を記載。
- ・ 体験活動の現状（新型コロナウイルス感染症による体験活動の減少と親の経済状況による体験格差）について記載。
- ・ 上記現状を踏まえた提言内容（地域資源を生かした体験活動の機会の充実、貧困世帯に対する周知及び参加方法への配慮）を記載。

② 子どもの居場所づくりへの支援

(記載項目案)

- ・ 子どもの居場所の必要性（自己肯定感を高め、自分らしく過ごせる場所であり、人や社会と関わる力を育むための場所）を記載。
- ・ 子どもの居場所の現状（地域コミュニティの減少、世代に応じた居場所（特に中高生向けの居場所）の不足）について記載。
- ・ 上記現状を踏まえた提言内容（子どもの居場所の充実、子どものライフステージに応じた居場所の提供）を記載。

③ 不登校状態にある子どもへの支援

(記載項目案)

- ・ 県内の不登校生徒児童数の現状を記載。
- ・ 不登校状態にある子どもに対する支援策（子ども一人一人に寄り添った支援、プッシュ型支援等の充実、教育機会の確保に向けた学びの多様化等）について記載。

④ 子どもが安全、安心に情報社会を生きるための環境の整備

(記載項目案)

- ・ 子どもが多様な ICT サービスを活用することの必要性に触れつつ、その影響や危険性に係る現状（スマホ依存、SNS を起因とする犯罪トラブル等）を記載。

- ・上記現状を踏まえた提言内容（SNS等の危険性や適正な使用頻度の周知といった情報モラル教育の推進）を記載。

（２）生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかに成長できる

（記載項目案）

- ・生まれ育った環境にかかわらず、安全・安心に成長するため必要な取組・支援等について総論を記載。

① 子どもの学習支援

（記載項目案）

- ・子どもの貧困により与える子どもへの影響（地域や社会から孤立し、将来の生活水準や就労状況への影響）について記載。
- ・今後必要な子ども学習支援策（学習機会の確保の充実、放課後児童クラブの支援拡充）について記載。

② ヤングケアラーへの支援 ※

（記載項目案）

- ・ヤングケアラーの状態にある子どもの影響（心身健やかに育つ子どもの権利が脅かされている可能性）について言及。
- ・ヤングケアラーを取り巻く現状（子どもからの発信をためらったり、問題が顕在化しづらい）について記載。
- ・上記現状を踏まえた提言内容を記載。

③ 発達に課題のある子どもへの支援 ※

（記載項目案）

- ・発達に課題のある子どもを取り巻く現状について記載。
- ・上記現状を踏まえた提言内容を記載。

④ 外国にルーツのある子どもへの支援 ※

(記載項目案)

- ・外国にルーツのある子どもを取り巻く現状(外国にルーツのある子どもの増加に伴う学校の支援が追い付いていない)について記載。
- ・上記現状を踏まえた提言内容を記載。

(3) 意見を表明し、社会的活動に参画できる機会の確保

(記載項目案)

- ・こども基本法や子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの意見を聴き、社会参画を進めることの必要性について記載。
- ・子どもの意見表明する機会を提供する上で必要な視点と取組について記載。

(4) 全体を通して

① 財源の確保

(記載項目案)

- ・子どもに関する施策の充実を図るために必要な財源確保について記載。

② 子どもの視点に立った施策の展開

(記載項目案)

- ・子ども施策を推進する際の執行部の取組姿勢や取組の進め方(全ての部局が子どもの視点をもった施策の展開、子どもの発達に関する専門家の意見等を聴く機会を設ける)について記載。
- ・目標項目及び目標値を設定する際の考え方について記載。

Ⅲ これまでに行った検討

令和5年6月に本政策討論会議を設置して以降、計〇回の会議の開催と2回の県内調査を実施してきた。その詳細は下記のとおりである。

第1回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年7月10日) ・今後の進め方について
第2回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年8月2日) ・方向性について ・今後のスケジュールについて
第3回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年9月11日) ・執行部からの聴き取りについて
第4回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年9月21日) ・有識者からの意見聴取について①
第5回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年9月29日) ・有識者からの意見聴取について②
第6回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年10月16日) ・委員間討議
県内調査① (令和5年11月2日)

<p>第7回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年11月15日) ・委員間討議</p>
<p>第8回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年11月24日) ・委員間討議</p>
<p>県内調査② (令和5年11月29日)</p>
<p>知事に対する申し入れ (令和5年12月6日)</p>
<p>第9回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年12月18日) ・委員間討議</p>
<p>第10回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年12月20日) ・執行部からの聴き取りについて</p>
<p>第11回 子どもに関する政策討論会議 (令和6年1月19日) ・有識者からの意見聴取について③ ・委員間討議</p>
<p>第12回 子どもに関する政策討論会議 (令和6年2月2日) ・委員間討議</p>

今回の提言項目には反映してはいないが、本政策討論会議では以下のような意見もあったので、今後の執行部の取組の参考とされたい。

(子ども医療費)

子どもが県内のどこに住んでいても、安心して医療を受けられる環境が整備されるよう、市町間で差がある現物給付の在り方について議論を進める必要があるとの意見があった。

(学校給食)

すべての子どもに食の安全・安心及び栄養バランスの取れた良質な給食を提供することは、子どもの心身の健やかな成長につながることから、無償化を含め、学校給食の費用負担の在り方について議論を進める必要があるとの意見があった。